

(答弁書第四十二号) 昭和二十二年九月一日配付

内閣参申第四九号

昭和二十二年八月二十九日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出廣告稅增收に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出廣告稅增收に關する質問に対する答弁書

廣告稅は昭和十七年四月より昭和二十一年九月迄國稅として、課稅せられていたものであります。

この間資材及び労力等の關係からしまして廣告による宣傳は自然不振を余儀なくせられて居つたのであります。が、終戰後再び廣告による宣傳は益々増加の一途をたどり、その収益も亦、決して軽んずることの出来ないものがありますので、ここに担稅力を捕捉することとし、地方財政需要の増嵩に伴う財源対策の一環として、本稅を市町村の法定獨立稅として設定したわけであります。

賦課率につきましては、定率制のものは、旧廣告稅當時の法定賦課率を踏襲すると共に、定額制のものについては、これに物價の値上りを參照して、大体の基準を地方團體に示して居り、本年度の收入見込額は三千五百万円程度であります。

賦課率につきましては、今後尙研究致したいと存じますが、あまり高率にすることは、廣告主の負担を過重ならしめる結果となり、場合によつては、廣告の減少を來し、必ずしも予定の稅額を確保し得ない

結果となり適当でないと考えます。